

令和6年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（延長）

要望元：経済産業省地域経済産業グループ 地域産業基盤整備課
 ：内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付企画担当参事官室

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		沖縄の特定免税店制度の延長								
改正要望の内容		沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく沖縄の特定免税店制度について、措置内容を以下のとおりとする。 ・関税暫定措置法上の適用期限を「令和9年3月31日まで」に延長（関税暫定措置法第14条第1項）								
税番	統計 細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		施行期日：令和6年4月1日 適用期間：令和9年3月31日までの3年間								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>沖縄県は、恵まれた自然景観、独自の歴史・文化などの魅力的な観光資源を有した国内有数の観光地であり、平成30年度の国内客観光収入（約5,376億円）は平成25年度（約4,007億円）に比べて34.1%増の伸びを示し、平成30年度の入域国内観光客数（約700万人）は平成25年度（約595万人）に比べると約17%増の伸びを示していた。</p> <p>令和元年度から令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により国内客観光収入、入域国内観光客数ともに減少することとなったが、令和4年度の入域国内観光客数（約657万）については、平成30年度に対して約93.9%の水準まで回復してきており、ポストコロナ期においても観光産業は沖縄経済を牽引するリーディング産業として、沖縄県の自立型経済の発展のために非常に大きな役割を果たしている。</p> <p>沖縄観光における現地活動の調査のうち「ショッピング」の割合は、令和3年度において27.0%と高い水準（26の活動項目のうち第4位）となっている。また、観光客が訪れた観光地の割合としては、那覇市おもろまちに設けられた特定販売施設（市中店舗）であるDFS（10.2%）が、動物園・植物園（10.0%）やテーマパーク型施設（8.8%）と同等以上の割合となっており、沖縄型特定免税店は、沖縄におけるショッピングの魅力を高める要素の一つとなっている。</p> <p>沖縄型特定免税店は、沖縄の観光振興に資することを目的として沖縄振興開発特別措置法改正により制度創設したものである。空港外への展開を可能とした平成14年の制度改正を受け、DFSは平成16年に国内唯一の空港外免税店として那覇市おもろまちに開設した店舗であるが、上述のとおり、沖縄の人気観光地と</p>								

	<p>なり、沖縄観光の魅力の一つとして非常に重要な役割を果たしている。令和4年度にはオンラインによる購入についても免税の対象とし購入者の多様なニーズに対応するなど、沖縄の観光振興の促進を図っている。</p> <p>(データ出典：令和3年度・平成30年度・平成25年度観光統計実態調査、令和4年度沖縄県入域観光客統計概況)</p> <p>② 問題点</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前、沖縄県全体では入域国内観光客数及び国内客観光収入が好調に伸びている一方で、観光客一人当たり県内消費額は横ばいという状況にある(令和2・3年度は全国旅行支援の影響を考慮する必要がある)。そのような中、沖縄型特定免税店を訪問する国内観光客の1人当たりの過去5年間(平成29年～令和3年)の平均消費額は、国内観光客全体よりも約29,000円高く、土産・買物費においても約15,000円高い水準となっている。このように沖縄型特定免税店を訪問する国内観光客の平均消費額が全体の平均消費額より高いことから、沖縄型特定免税店を継続しない場合、沖縄県のショッピング観光の魅力が低下し、沖縄県のリーディング産業である観光産業が停滞する恐れがあるといえ、その上、国内観光客一人当たり県内消費額も現状を維持することが困難となることも懸念される。(データ出典：沖縄県庁提供)</p>
<p>改正の必要性と目的達成の見通し</p>	<p>① 改正の方向性</p> <p>本制度の延長を行わずに沖縄型特定免税店を維持できなくなった場合、沖縄県のショッピング観光の魅力が低下し、沖縄県のリーディング産業である観光産業が停滞する恐れがある。また、現在の国内観光客一人当たり県内消費額を維持・向上させ、より魅力的な観光地としての沖縄を継続して形成するためにも、本制度を延長することが適切と考えられる。これらのことから、関税暫定措置法において令和6年3月31日までとされている適用期間について、令和9年3月31日まで延長する必要がある。</p> <p>② 改正目的達成予定時期</p> <p>令和8年度</p>
<p>改正の効果と妥当性</p>	<p>① 改正によって期待される効果</p> <p>上述のとおり、本制度を延長することによって、今後もショッピングを通じた沖縄訪問の魅力が維持され、国内観光客一人当たり県内消費額も維持されることから、入域国内観光客数の維持及び国内観光客全体から得られる観光収入の維持が期待される。</p> <p>(定量的指標)</p> <p>※直接的な効果を測る指標は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄型特定免税店訪問者数 ・ 沖縄型特定免税店訪問者1人あたりの県内消費額 <p>※間接的な効果を測る指標は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入域国内観光客数 ・ 入域国内客観光収入 <p>② 改正によって生じうる影響</p> <p>—</p>

	<p>③ 改正の妥当性</p> <p>上述の改正によって期待される効果は、本制度の目的である沖縄におけるショッピングの魅力を高め、沖縄の観光振興に資することに合致するため、改正は妥当である。</p>
政策評価・関連措置	<p>① 本要望に関連する政策評価</p> <p>—</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係</p> <p>—</p> <p>③ 政府方針と改正の関係</p> <p>リーディング産業である観光産業の振興により、沖縄振興特別措置法に基づく「沖縄振興基本方針」（令和4年5月10日内閣総理大臣決定）に掲げられている民間主導の自立型経済の発展に寄与する。</p> <p>また、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）における、「沖縄が「強い沖縄経済」を実現し、日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業や（中略）等の沖縄振興策を国家戦略として総合的・積極的に推進する。」との方針に合致している。</p> <p>④ 関連措置</p> <p>—</p>

○ 改正経緯

これまでの改正状況	<p>平成9年11月 沖縄復帰記念25周年記念式典で橋本首相が制度創設提唱</p> <p>平成10年4月 沖縄振興開発特別措置法改正により制度創設</p> <p>平成13年4月 制度の一部改正（関税払戻方式から関税免除方式へ）</p> <p>平成14年4月 制度の一部改正（観光振興地域内での空港外への展開が可能に） （平成16年12月 空港外免税店オープン）</p> <p>平成19年4月 関税免除措置適用期限の延長（平成24年3月31日まで）</p> <p>平成24年4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関税免除措置適用期限の延長（平成29年3月31日まで） ・制度の一部改正（海路で出域する旅客を免税対象者に追加、特定販売施設の面積要件を緩和（特定小売施設及び特定飲食施設の床面積：10,000㎡以上→2,000㎡以上、免税店舗の床面積5,000㎡以上→1,000㎡以上） <p>平成29年4月 関税免除措置適用期限の延長（令和2年3月31日まで）</p> <p>令和2年4月 関税免除措置適用期限の延長（令和4年3月31日まで）</p> <p>令和4年4月 関税免除措置適用期限の延長（令和6年3月31日まで）、 制度の一部改正（オンライン購入も免税対象へ）</p>
措置による効果	<p>沖縄型特定免税店制度の創設以降からコロナ禍までの期間は、入域国内観光客は平成30年度には700万人を超えており、国内観光客の観光収入についても約5,376億円（平成30年度）と順調に伸びていた。令和元年度から令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により国内客観光収入、入域国内観光客数ともに減少することとなったが、令和4年度の入域国内観光客数（約657万）については、平成30年度に対して約93.9%の水準まで回復してきており、ポストコ</p>

	<p>ロナ期においても観光産業は沖縄経済を牽引するリーディング産業として、沖縄県の自立型経済の発展のために非常に大きな役割を果たしている。</p> <p>さらに、沖縄型特定免税店訪問客1人当たりの過去5年間の平均消費額は国内観光客全体よりも約29,000円高く、土産・買物費においても約15,000円高い水準となっており、従前より観光業の課題となっていた一人当たりの消費単価の伸び悩みの解消に資するものと考えられる。また、本制度を通じて、消費単価の高い観光客層が沖縄のショッピングについて関心を高めることも期待でき、沖縄型特定免税店制度は沖縄の観光振興に大きく寄与するものと考えられる。</p>
--	---